

# 大学による大学発ベンチャーの株式・新株予約権取得等に関する手引き（概要）

- 日本の大学発ベンチャーを質・量ともに増していくエコシステム形成のため、大学が、大学発ベンチャーを支援することに伴い、株式・新株予約権を取得することが有効。
- しかしながら、実務上のノウハウ不足等により、実際に大学がライセンス等に伴い株式等を取得した実績は、ごく少数に留まる。そこで、大学が株式・新株予約権の取得等を行う**意義や基本的な考え方を整理し、また一連の手続きにおける具体的な留意点と先進事例についての手引きを策定。**

## 大学による大学発ベンチャーの株式・新株予約権取得等に関する手引き

～知的財産権のライセンスに伴う新株予約権の取得を中心に～

### 前半

- 日本の大学が大学発ベンチャーの株式・新株予約権を取得する上での**基礎的な情報（法律・通知等が規定する範囲、考えられる意義、日米の具体的な取組状況）を整理。**

※法令、政府からの通知、ガイドライン等の範囲内であれば、本手引きに記載している以外の考え方や手法によって株式・新株予約権の取得等を行うことを否定するものではないことを明記。

はじめに

目次

第1章 大学による大学発ベンチャーの株式・新株予約権取得の概要

- 1.1 大学による株式・新株予約権取得・保有が認められる場合
  - 1.1.1 株式・新株予約権が取得できる大学発ベンチャーへの支援内容
  - 1.1.2 株式売却に関する制限
- 1.2 大学発ベンチャーの株式・新株予約権取得の意義
  - 1.2.1 研究成果の活用・社会実装促進
  - 1.2.2 大学の自律的なベンチャーエコシステム構築
- 1.3 大学発ベンチャーの株式・新株予約権を取得した事例
  - 1.3.1 日本の大学の状況
  - 1.3.2 海外（米国）の大学の状況
- 1.4 株式・新株予約権取得で大学が考慮すべきリスク
  - 1.4.1 金銭的な損失
  - 1.4.2 社会的信頼性やブランドの毀損

### 後半

- 日本の大学の基本的なケースとして、**知的財産権、特に特許のライセンスに伴い新株予約権を取得するケース**を想定。
- 新株予約権の「取得時」「保有時」「行使、株式の売却時」の3フェーズに分けて大学が具体的に取得する対応方針を紹介。

第2章 新株予約権（ストックオプション）に関する各検討フェーズにおける留意点（知的財産権のライセンスに伴い新株予約権を取得する場合）

- 2.1 新株予約権の取得時
  - 2.1.1 必要な体制
  - 2.1.2 <新株予約権の取得判断の際のチェックリスト>
  - 2.1.3 実務上のポイント
- 2.2 新株予約権の保有時
  - 2.2.1 必要な体制
  - 2.2.2 実務上のポイント
- 2.3 新株予約権の行使、株式の売却時
  - 2.3.1 必要な体制
  - 2.3.2 実務上のポイント

第3章 今後の展望

第4章 参考資料